安 時代の 内 匠 寮

は じ め に

である。先行研究では、主に成立の事情や大同の改革に至るまでの変(ユ) という大きな変化が起こっている。この変化がどのようなものであっ(⑶ 出先機関であった作物所・画所が独立し、蔵人所の下に再編制される 寮がどのような変遷を辿ったのかについてはあまり明らかではない。 て最も機能が充実したと考えられている。しかし、大同期以降、 れる調度を恒常的に供給するために設置され、大同の官制改革におい 遷について論じられ、内匠寮は、儀礼の整備に伴い、朝廷で必要とさ はじめに内匠寮の職掌について、次に内匠寮の官人についてそれぞれ かという問題を明らかにするための手がかりの一つとなると思われ とした新しい体制の成立が既存の律令官司にどのような影響を与えた たか具体的に考察することは、従来から議論されてきた蔵人所を中心 大同の官制改革後、内匠寮には、九世紀半ばから後半にかけて、内裏 ・一〇世紀を中心に、内匠寮がどのように変遷したのか検討したい。 内匠寮は、朝廷の調度製作官司として神亀五年に設置された令外官 本稿では、 大同の改革後、 律令制が大きく変質した時期である九 内匠

特徴をまとめたい。

平安時代の内匠寮の職掌

(1) 『延喜式』にみえる職堂

①調度の製作

どの革製品というように様々な種類のものを製作していた。 別に分類すると、御飯笥・酒壺・杓・酒台・盞・水鋎・盤などの銀製 めの調度の製作を中心に行うことであった。製作調度を主となる材料 宮の装束など、天皇や天皇の近親者が日常や儀式において使用するた も含まれるものの、供御物 ら請われる位記料の製作、木工寮が製作した大射などの的の塗画など ているので、ここでは簡単にまとめたい。内匠寮の職掌は、 にみえる内匠寮の製作調度については、先行研究においても言及され などの木製品、 品や御鏡・印などの銅製品といった金属製品、柳筥・屛風や御帳の骨 『延喜式』には内匠寮の職掌について詳細な記載がある。『延喜式』 膳櫃・手湯戸・台盤などの漆加工品、革筥・御腰帯な (調度品)、親王や伊勢・賀茂初斎院・野 内記局か

芳之

内

延喜内匠寮式に、「几毎年元正、

其蕃客朝参之時亦同、

『延喜式』にみえる内匠寮の参加行事

	201 12-6-70	1-1//C 011EX	
	儀 式	職掌	出典
		高御座の装束	内蔵寮・内匠寮
	→ •	旗・幢の設営	兵庫寮・内匠寮
1	元日 	白銅大火炉の設営	内匠寮
		軟障・御障子の設営	掃部寮
2	正月斎会	高座の設営	図書寮・内匠寮
3	正月一七日大射	的の塗装	木工寮
	工日工日 祭	斗帳・軟障台の設営	内匠寮
4	五月五日節	騎射の的の塗装	内匠寮・木工寮
5	五月六日	毬子	内匠寮
6	進瓜刀	瓜刀	内匠寮
7	鎮魂祭	鵄尾琴四面	神祇斎宮寮
8	追儺	面の修理	大舎人寮
9	大寒	土牛童子像	陰陽寮・内匠寮
		軟障台の設営	内匠寮
10	諸節	蓋代を張る	内匠寮
		舞台障泥板	内匠寮
11	即位	旗・幢の設営	兵庫寮
12	伊勢·賀茂初斎院·野宮	装束	内匠寮
13	斎終行事	装束司雑工	内匠寮

二基、立;高御座東西各四間,、又整二立南庭白銅大火炉二口鉄火袋」、中階以鳳像九隻、鏡廿五面、幔台十、又整二立南庭白銅大火炉二口備ト台入こ、中階以 等;、装;;飾大極殿高御座|懸;鏡三面|、当」頂著;大鏡|面|、蓋上立;;大鳳像|、惣等|、装;;飾大極殿高御座|蓋作;八角|、角別上立;;小鳳像|、下懸以;玉幡|、毎」面 南相去十丈、東西之間相去六丈、又建,,鳥像、宝幢等,之処差,,向工一 儀式の際の調度の設営も内匠寮の重要な職掌の一つであった。 元日高御座飾物収」内蔵寮」、当時出用 前一日官人率,木工長上雑工 例え 等を率いて大極殿の高御座を装飾し、工一人を南庭に向かわせて白銅 2 4 · 10 · 11)° 匠寮は様々な儀式の際に調度の設営を行ったことが知られる(表1― 節に武徳殿に斗帳や軟障台を設営することなども規定されており、 率いて図書寮から高座を運び出して大極殿に設置すること、 大火炉や宝幢などを立てた 幔台及火炉収レ寮」とあるように、元日の前一日に内匠寮官人が雑工 (表1―1)。正月斎会には長上が雑工を 五月五日 内

親者のための様々な調度の製作・設営を行うことであった。 このように『延喜式』にみえる内匠寮の職掌は、主に天皇やその近

(2) その他の史料にみえる職掌

える内匠寮の活動を、表3は国史や貴族の日記などにみえる内匠寮の 殿での元日節会は弘仁年間に三例行われただけで天長元年からは一 降の内匠寮の職掌をみていきたい。 活動の実例をまとめたものである。これらを参考に、主に一○世紀以 寮の職掌を考察した。表2は『西宮記』・『北山抄』・『江家次第』にみ か判断し難い。そこで『延喜式』以外の史料にみえる平安時代の内匠 〇世紀の実状とは合わないものであったことがわかる。このように 行われる節会のための設営を内匠寮が行うと規定されているが、豊楽 も見受けられる。例えば同内匠寮式や同掃部寮式には元日に豊楽殿で に即したものではないことが指摘されている。それは内匠寮の記載に して紫宸殿で行われており、この条文が九世紀初めの実情に即し、 「延喜式」の内匠寮の記載はどの時期の状況を反映したものであるの 『延喜式』の記載は必ずしも編纂・施行された一〇世紀半ばの実情 ①調度の製作

や柳筥などの木材加工品にかなり限定されることである。が認められた。それは製作調度の種類が『延喜式』の記載に比べ、印製作した調度の種類を検討したところ、『延喜式』とは異なる特徴

表2 儀式書にみえる内匠寮の職掌

	儀式等	職 掌			
1	小朝拝	幢を立てる(北)			
2	元日宴会	南殿御障子の設営(江)			
3	正月七日節会装束	南殿の障子の設営(江)			
4	御斎会内論義	「立母屋北御障子」(江)			
5	内宴(1)	「立軟障台」(西・北)			
<i>J</i>	71安	「召柳筥五合」(西)			
6	二孟旬儀	「立御障子」(江)			
7	供菖蒲	「盛球子廿九個柳筥、置机上」(西)			
8	内匠寮進瓜刀廿柄	「進瓜刀廿柄」(西)			
9	九月十一日奉幣	「立布蔀」(西)			
10	新嘗祭	南殿御障子の設営(江)			
11	御仏名	「放御障子、油坏具」(西)			
12	試五節	「燈台油抄」(西)			
13	八省行幸	内侍司印を作る (西)(2)			
14	即位	幢・旗をたてる (北)			
15	御元服儀	「作設御調度」(北)〈3〉			
13		机・七を作る(西)			
16	大嘗祭	黄楊木印をつくる (北)			
17	天皇崩	「構承塵骨」(西)			
17	八主朋	棺を作る(西)			
18	固関	柳筥を進める(北・江)			
19	皇后養産	「作御湯具」(西)			
		「張承塵」(西・北)、4〉			
20	皇太子元服	柳筥一合を進める(北)(5)			
		「立殿母屋北辺障子等」(江)			
21	斎宮入野宮・群行	入野宮「内匠主典(中略)為装束司」(西)			
22	修理鎰櫃事	「修造御鎰韓櫃等鎖破損」(北)			
23	叙位の装束	赤木・黄楊・厚朴等の軸(西・江)			
24	带	「為御帯飾」(西)、6〉			
25	袍	帳・大床子・屛風等の設営 (西)<7>			

※西…『西宮記』、北…『北山抄』、江…『江家次第』、〈1〉「所承和例」の引用、〈2〉『村上天皇御記』の引用、〈3〉「清涼抄」の引用、〈4〉『北山抄』は「私記云」〈5〉「応和記」の引用、〈6〉「内匠式」の引用、〈7〉天暦八年正月四日の皇太后穏子の崩御の記事

製作は、八世紀からの内匠寮の職掌の一つであった。『西宮記』『北山とがみえるので、銅製以外に木製の印も製作したことがわかる。印の二には大嘗祭において内匠寮が木製の悠紀主基両所の印を製作したこ

柳筥製作も『延喜式』にみえる職掌で、同内匠寮式には、「年料柳

22 . 25 ° では、天徳二年等に中宮の御印を、

長保四年に藤原行成の家印を、

寛

抄』にも内匠寮が印を製作する記載がみえる(表2―13・16)。

弘八年に大嘗会の木印を製作したことが知られる(表3―9・12・18

表3 内匠寮の職掌の実例

	年 代	西暦	職 掌	儀 式 等	出典
1	元慶 1. 閏 2. 23	877	美作備前の銅を採掘し朝廷に進める	_	『日本三代実録』
2	仁和 3.11.4	887	白木御帳を立てる		『日本紀略』
3	延喜18. 10. 17	918	鎰・韓櫃等の鎖を修理する		『北山抄』
4	延長 1. 7.24	923	御湯具を作る	皇后養産	『西宮記』
5	延長 5. 6. 3	927	内匠允を造橋使と為す		『扶桑略記』
6	天慶 7. 5. 6	944	打毬の球子 20 丸を作る	五月節	『九條殿記』
7	天暦 8.1.22、29	954	帳・大床子・屛風等の設営	太后(穏子)御葬事	『村上天皇御記』
8	天暦 8.12.19	954	内匠少属天皇宸筆経に供奉する		『村上天皇御記』
9	天徳 2.12.4	958	中宮の御印を冶鋳する		『日本紀略』
10	天徳 4.11.1	960	赤漆小韓櫃を造る	八省行幸	『村上天皇御記』
11	応和 3	963	太子直廬装束、承塵を張る	皇太子元服	『西宮記』
12	康保 4.10.11	967	中宮職御印を鋳進する		『日本紀略』
13	天禄 3. 4. 8	972	柳筥を供奉する	御灌仏	『親信卿記』
14	天禄 3. 8.11	972	御菓子を供奉する	釈天内論議	『親信卿記』
15	天禄 3.11.10	972	柳筥2合を供奉する	天皇著錫紵	『親信卿記』
16	天延 2. 8.15	974	南殿障子を供奉する	季御読経	『親信卿記』
17	天延 2.11.1	974		朔旦冬至	『親信卿記』
18	天元 5. 3.23	982	中宮識印を鋳す	中宮職事始	『小右記』
19	正暦 4.11.1	993	表緘・案 ※天暦9年の一説	朔旦冬至	『小右記』
20	長保 1. 7.13	999	灯炉	御燈	『権記』
21	長保 3. 5. 9	1001	今宮神社の御輿	御霊会	『日本紀略』
22	長保 4.10.3	1002	藤原行成の家印を鋳る		『権記』
23	寛弘 2. 7.18	1005	絹笠岳に神祠を造作する	御霊会	『日本紀略』
24	寛弘 5. 9.11	1008	御湯殿の雑具を作る	敦成親王御湯殿の儀	『御産部類記』
25	寛弘 8. 9. 7	1011	木印を雕む	大嘗会	『小右記』
26	長和 2. 3.26	1013	堂・僧房の装束	仁王会	『小右記』
27	寛仁 1. 9.23	1017	標勅使を奉仕する	藤道長等石清水八幡宮詣	『左経記』
28	寛仁 1.12.4	1017	南殿の簾臺を打つ	藤道長任太政大臣儀	『左経記』
29	寛仁 3. 9. 5	1019	雑工・術工伊勢へ下向する	伊勢神宮遷宮	『左経記』
30	万寿 3.11.28	1026	南殿御障子等を立てる	陸奥交易御馬御覧	『左経記』
31	万寿 3.12.10	1026	御槽具・床子・机等を作る	章子内親王御湯殿の儀	『左経記』

世界の詳細な記載がある。「御湯殿雑具内匠寮作」之」とみえる。『左経記』万寿三年一二月一○日条には、章子経記』万寿三年一二月一○日条には、章子の親王の御湯殿の儀にさいてに『後 産 音 秀言』に

宮庁召二内匠寮一兼懐一

以一見見一令」作

また内匠寮は親王・内親王の誕生後の御湯殿の儀の雑具も用意している(表2―に「内匠寮作」御湯具」」とみえ、寛弘五年に「内匠寮作」御湯具」」とみえ、寛弘五年に「内匠寮作」御湯具」とみえ、寛弘五年に「内匠寮作」御湯具」とみえ、寛弘五年に「内匠寮作」が表記」を一一皇后養産に「内匠寮作」が表記。延長元年七月に御湯殿の儀については『御産部類記』に「御湯殿雑具内匠寮作」を入える。『左

- 4 -

進立、織筥料生糸一十二斤、巾料調布山城軍、織筥料生糸一十二斤、巾料調布

丈、浸柳料商布一段、長功三百卅六人、中

筥一百六十八合 | 尺以上、"料、柳一百三連

ある。儀式書では内宴や五月五日節会など

品を納めたり、儀式にも用いられた調度で

確認できる(表2―5・7・18・20、表3仏などで、内匠寮が柳筥を準備したことがの儀式において、実例では天禄三年の御灌

13 . 15 ° え、柳を生糸で編んで作った。柳筥は日常功三百九十二人、短功四百卅八人」とみ

った儀式用のものであった。 一脚有:百、雕床子二脚門別居:瓷客八口、洗胞衣槽一口:床子:(下略) 一脚有:百、雕床子二脚門別居:瓷客八口、洗胞衣槽一口:床子:(下略) 一脚有:百、雕床子二脚門別居:瓷客八口、洗胞衣槽一口:床子:(下略)

い調度といえるだろう。 い調度といえるだろう。

られるのである。
していた調度の種類は、『延喜式』の記載に比べて少なく片寄りがみとんどみられなくなる。つまり、一〇世紀以降、内匠寮が実際に製作えていた多彩な調度品、特に銀製品の製作の記載が一〇世紀以降はほ印や、柳筥などの木製品が目立つ。一方、それ以外の『延喜式』にみ口のように一〇世紀以降に内匠寮が製作した調度には銅製・木製のこのように一〇世紀以降に内匠寮が製作した調度には銅製・木製の

る時期から機能が縮小したことが知られる。『山槐記』によると、一専知□其事□、頗似ュ無□其実□」と記載されているように、内匠寮はあ暦元年八月□□日条には「近代内匠寮皆爲□銅細工□、彫木事不□得□其は縮小していたと考えられる。後世の史料ではあるが、『山槐記』元以上のことから内匠寮の職掌は『延喜式』段階と比べて一〇世紀に以上のことから内匠寮の職掌は『延喜式』段階と比べて一〇世紀に

自体の調度製作機能が縮小した結果だろう。 とみえるのは、大内裏の荒廃化に加え、内匠寮 を消していき、大内裏が荒廃していったことが指摘されているが、 変を消していき、大内裏が荒廃していったことが指摘されているが、 を消していき、大内裏が荒廃していったことが指摘されているが、 をる漆室が「今荒廃」とみえるのは、大内裏の荒廃化に加え、内匠寮 ある漆室が「今荒廃」とみえるのは、大内裏の荒廃化に加え、内匠寮 ある漆室が「今荒廃」とみえるのは、大内裏の荒廃化に加え、内匠寮 をれは内匠寮にも当てはまる。『西宮記』卷八所々に内匠寮の別所で といるが、 をおいるが、 をいるが、 をいなが、 をいるが、 をいるが、

れる。 ことができたと推測される。そして九・一○世紀の交の蔵人所の機能 当が置かれるなど、蔵人所の影響下に再編されたことで、内匠寮には を吸収したと考えられる。作物所や画所は内裏に設置され、(エロ) は内匠寮の作画機能が分かれたものであり、内匠寮の主要な作画機能 の高い調度を製作し、一〇世紀以降も活発な活動を続けている。 から継承した銀製品等の調度の製作と、その他に作り物などの装飾性 所と、九世紀後半以降に独立した画所の成立である。作物所は内匠寮 内、特に内裏で必要とされた調度品の製作の大部分を奪ったと考えら 拡充に伴い、 対応できないような内裏の依頼者の意向を反映させた調度を製作する のだろうか。注目されるのは、九世紀半ばに内匠寮から独立した作物 では、内匠寮の調度製作機能が縮小したのはどのような要因による 機構が充実するとその職掌は拡大し、 内匠寮の職掌の 蔵人の別 画所

本的に内匠寮が引き続き行っている。内匠寮は規模が縮小したとはいうに柳筥・印や木製品などの製作は一〇世紀以降も作物所ではなく基た訳ではない。主な作画機能は画所に吸収されたものの、先述したよしかし、内匠寮は作物所・画所にすべての調度製作の職掌を奪われ

れたと考えられる。 た銀製品等の製作、画所は作画というように大まかな役割分担がなさし易い木製品の製作、作物所は装飾性の高い調度や内匠寮から吸収ししていたのである。この結果、朝廷の調度製作は、内匠寮は印や加工え、作物所・画所とは異なった、従来からの独自の職掌をもって存続

②調度の設営

を行うことが記されている(表2―9)。このように、朝堂院などでたる。例えば『西宮記』巻五 十一日奉幣には内匠寮が八省院の装束にはにおいても、内匠寮が朝堂院などの装束に関わったことが確認さいも、豊楽院・武徳殿など、内裏外の儀式に関したものであった(表1先述したように、『延喜式』の内匠寮の調度の設営の記載は、朝堂先述したように、『延喜式』の内匠寮の調度の設営の記載は、朝堂

も減少したと推測される。 縮小していくと、内匠寮がそれらの儀式で供奉した調度の設営の役割に随い、元日朝賀などの朝堂院・豊楽院等で行われた国家的な行事が掌であっただろう。しかし、平安時代に入り、儀式が内裏へ移行する

また、『延喜式』以外の史料には、内匠寮が内裏内で作業した記載が多くみられる。例えば、『西宮記』卷二内宴には「仰ト内匠寮綾綺殿母屋立二軟障台「事上」とみえ、平安時代に入って新しく成立した内宴母屋立二軟障台「事上」とみえ、平安時代に入って新しく成立した内宴ら、東太子直盧」、内匠寮張二承塵」の元服の記事には、「所司坊官、三年の皇太子憲平親王(冷泉天皇)の元服の記事には、「所司坊官、とみえ、内裏において軟障台や承塵の設営を行っていたことが知られとみえ、内裏において軟障台や承塵の設営を行っていたことが知られとみえ、内裏において軟障台や承塵の設営を行っていたことが知られとみえ、内裏において軟障台や承塵の設営を行っていたことが知られとみえ、内裏において軟障台や承塵の設営を行っていたことが知られとみえ、内裏において軟障台や承塵の設営を行っていたことが知られとみえ、内裏において軟障台や承塵の設営を行っていたことが知られとみえ、内裏において軟障台や承塵の設営を行っていたことが知られていたことが知られていたことが知られていた。

同様に縮小したと推測される。

「回様に縮小したと推測される。

「以上のように一〇世紀以降、内匠寮は内裏での調度の設営の役割も調度製作とが主として行っていたのだろう。それが、作物所・画所設置以前は、内匠寮 いた。おそらく内裏の調度設営は、作物所・画所設置以前は、内匠寮 以上のように一〇世紀以降、内匠寮は内裏での調度の設営も行って

九世紀半ばには、蔵人所が諸司を召仰せて内裏の儀礼等に供奉させ③蔵人所・太政官との関係―儀式への召仰―

一二月上御仏名所引蔵人式には、以下のような記載がある。業を行う場合に多くみられる。例えば、『政事要略』巻二八年中行事式に供奉したことが確認される。それは特に内匠寮の官人が内裏で作るようになったことが知られる。内匠寮も蔵人所の召仰せにより、儀

置仁寿殿西廂」、(下略)
西門「四間へ」放、依」懸」仏也、及東廂御障子移に、何、何、可」調,供雑物」之由,所與「一里面」との一方の一方に不力。一一月一九日、御仏名(中略)、一一月中朝召,供奉諸司蔵人式云、一二月一九日、御仏名(中略)、当日早朝召,供奉諸司蔵人式云、一二月一九日、御仏名(中略)、当日早朝召,供奉諸司蔵人式云、一二月一九日、御仏名(中略)、当日早朝召,供奉諸司蔵人式云、一二月一九日、御仏名(中略)、当日早朝召,供奉諸司蔵人式云、

右は、一二月に内裏において行われる御仏名についての記載であたことなどがある(表2―6・11・12・15、表3―16)。 右は、一二月に内裏において行われる御仏名についての記載であたたことががある(表2―6・11・12・15、表3―16)。

15)。このような召仰は『西宮記』巻二内宴所引「蔵人所承和例」に召仰せによって内匠寮は柳筥を進めている(表2―18、表3―13・年四月八日の御灌仏、同一一月一〇日の天皇著錫紵などでは、蔵人の年四月八日の御灌仏、同一一月一〇日の天皇著錫紵などでは、蔵人のこのような蔵人からの召仰せは調度の設営だけでなく調度の製作に

いたことがわかる。 (3) もみられることから、九世紀半ばには内匠寮は蔵人所の召仰を受けてもみられることから、九世紀半ばには内匠寮は蔵人所の召仰を受けて

政官が運営する組織を通じて儀式に供奉していたのである。 行っていたが、それだけでなく、装束司に任命された例が確認できる(表2-21)。装束司は、八世紀から宮中以外の装束を行なってきる(表2-21)。装束司は、八世紀から宮中以外の装束を行なってきた組織の指示によっても内裏の儀式に供奉していた。例えば、される組織の指示によっても内裏の儀式に供奉していた。例えば、以上のように、内匠寮は蔵人の召仰により内裏の調度設営・製作を以上のように、内匠寮は蔵人の召仰により内裏の調度設営・製作を

平安時代の内匠寮の官人

確認しておきたい。
(3)
に中西康裕・仁藤敦史両氏が言及されているので、ここでは簡単に再内匠寮の設置以降、大同期までの官人編成の変遷については、すで

内匠寮が設置されたときの勅には次のような記載がある。

劫

属二人、史生八人、直丁二人、駆使丁廿人、内匠寮、頭一人、助一人、大允一人、少允二人、大属一人、少

寮」、宜具付三所司」、以為量恒例上、寮即入二中務省管内之員」、右、令外増置、以補三闕少二、其使部以上、考選禄料、一同三木工

神亀五年七月廿一日

内匠寮には頭一人、助一人、大允一人・少允二人、大属一人、少属(『類聚三代格』巻四神亀五年二一日勅)

(2) 一人の四等官と、史生八人、直丁二人・駆使丁二〇人が定められてい 「(2) がのった。大同四年三月一四日には史生二員が減らされ、貞観五年 大であった。大同四年三月一四日には史生二員が減らされ、貞観五年 があった。大同四年三月一四日には史生二員が減らされ、貞観五年 がの四等官と、史生八人、直丁二人・駆使丁二〇人が定められてい る。

内匠寮に派遣されていたことが記載されている。

大国内匠寮式には典薬の医師一人と六衛府の舎人二人がまた、同式部省式には史生が権官も含めて七人、使部が一〇人所属し少属二人、史生六人、才長上二〇人、番上工一〇〇人となっている。の官人の内訳は、頭一人、助一人、大允一人、少允二人、大属一人、の官人の内訳は、頭一人、助一人、大允一人、少允二人、大属一人、の官人の内訳は、頭一人、助一人、大允一人、使部が一〇人所属し

(1) 内匠頭

位の諸王が多く任命されたが、八世紀末頃からは、五位官人が任命さ先行研究で指摘されているように、内匠寮の設置後、内匠頭には四

治比真浄から延久元年の「兼行」までの三二人である。ものである。一一世紀半ばまでの間に内匠頭として確認されるのは多れるようになった。表4は、平安時代に任命された内匠頭をまとめた

五位での任官になっている。での任官など、例外も二例みられるものの(表4―3・18)、多くはの傾向はみられない。任官時の位階については、在原行平の従四位下の傾向はみられない。任官時の位階については、在原行平の従四位下諸王の任官は仁寿二年に任命された並山王(表4―15)以降みられ

<u>30</u> 通は定子の中宮少進・皇后宮大進の後すぐに、内匠頭に任ぜられ、 昌子内親王の皇太后宮大進の時に内匠頭を兼ね (表4―26)、 内匠頭であったことが確認されている (表4-24)。また、「輔義」は 九年から延喜四年まで醍醐天皇の六位蔵人を勤めており、 され、同七年から同一二年まで嵯峨天皇の蔵人頭に任ぜられている(8) ていたと確認できる例をあげると、直世王は弘仁元年に内匠頭に任命 数みられた。内匠頭とそれらの家政機関の職員とを近い時期に歴任し 職などの天皇やその近親者達の家政機関の官人に任ぜられた人物が複 は内匠頭在任時に敦良親王の春宮坊の陣頭に命ぜられている(表4――(೫) た一条天皇の蔵人所雑色にも補せられている(表4――2)。藤原経国 一五年まで清和天皇の蔵人頭となっている(表4―18)。源等は寛平 (表4―6)。在原行平は貞観二年に内匠頭に任じられ、 内匠頭に任命された人物の官歴をみてみると、蔵人・春宮坊・中宮 同一四年から 同一六年に 藤原惟

内匠頭の具体的な職掌についての史料は少ないが、延喜中務省式に

は、

表 4 内匠頭

	氏 名	在任時期(1)	西暦	位階	出典	主な官歴(2)
1	多治比真浄	延暦15.12.4(任)	796	従五位下	『日本後紀』	肥後守・(内匠頭)・讃岐介
2	川村王	延暦16. 2.15 延暦18. 1.29		従四位下 従四位上	 『日本後紀』	少納言·阿波守·右大舎人頭·備 後守·(内匠頭)·丹波守
3	大庭王	延暦23. 2.18(任)	804	従四位下	『日本後紀』	侍従・左大舎人頭・讃岐守・中務 大輔・(内匠頭)・上野守・大舎人 頭・刑部卿
4	藤原道雄	延暦25. 5. 24	806	従五位上	『公卿補任』	内舎人・大学大允・兵部大輔・武 蔵守・阿波守・大学頭・兵部少輔 ・河内守・散位頭・宮内大輔・刑 部大輔・上総守・(内匠頭)・但馬 守・右中弁・美作守・治部大輔・ 能登守・左中弁・典薬頭・紀伊守 ・大舎人頭・右大弁・蔵人頭
5	平群真常	大同 3. 5.21	808	従五位上	『日本後紀』	大内記·大掾·近江権介·(内匠頭)·尾張守
6	直世王	弘仁 1. 1.24(任)			『公卿補任』	(内匠頭)・相模守・中務大輔・蔵人頭・左大弁・左京大夫・近江守・
		弘仁 1. 9.16	810	従五位下	『日本後紀』	越前守・中納言・弾正伊・中務卿
7	石川河主	弘仁 2. 7.23(任)	811	正五位下	『日本後紀』	木工頭・造宮亮・播磨介・(内匠 頭)・武蔵頭
8	藤原是雄	弘仁10. 10. 27	819	従五位下	『伝述一心戒文』上	<u> </u>
9	和気真綱	天長 4. 6. 9(任)	827	従五位上	『公卿補任』	治部少丞·中務少丞·播磨少掾· 大掾·蔵人·春宫少進·大進·刑 部少輔·右少帝宫少将·左少弁 ·右少将·政前守·民部大輔· 将大輔·越前守·修理大夫·河内 守·右中弁·(内匠頭)·摂津守· 宮内大輔·刑部大輔·伊予権守 木工頭·内蔵頭·参 中将·右大弁 中将·右大弁
10	楠野王	天長10. 4. 7 承和 4. 3.22	833 837	正五位下 正五位下	『続日本後紀』	(内匠頭)・中務大輔・散位頭・縫 殿頭・左兵庫頭・駿河守
-		承和 4. 3. 22		<u></u>		
11	文屋氏雄	承和 7.11.16		従五位下	『続日本後紀』	(内匠頭)・駿河守
12	菅野高年	承和14. 2.11(任)	847	従五位下	『続日本後紀』	造酒正・図書頭・(内匠頭)・因幡 介
13	橘数岑	嘉祥 2. 2.27(任)	849	従五位下	『続日本後紀』	(内匠頭)・尾張守・木工助
14	橘時枝	嘉祥 3.11.29(任)	850	従五位下	『日本文徳天皇実録』	右衛門少尉・甲斐守・左衛門権佐 ・(内匠頭)・土佐守
15	並山王	仁寿 2. 2.15(任)	852	従五位上	『日本文徳天皇実録』	斎宮頭・内膳正・中務大輔・(内 匠頭)・少納言・紀伊守
16	淡海貞主	天安 1. 2.16(任)	857	従五位下	『日本文徳天皇実録』	(内匠頭)
17	小野千株	貞観 2. 1.16(任)	860	従五位上	『日本三代実録』	尾張介・備中守・出羽守・備中守 ・弾正少弼・土佐守・右近衛少将
1/	√1.≒1 I (N/)	貞観 2. 6. 5(停)	860	従五位上	『口平二八夫琳』	·次侍従·伊予守·備前守·(内 匠頭)·播磨守
18	在原行平	貞観 2. 6. 5(任)	860	従四位下	『日本三代実録』	蔵人・侍従・左兵衛佐・右近衛少将・伊予介・備中権介・備中介・ 因幡守・兵部大輔・中務大輔・左 馬頭・播磨守・(内匠頭)・左京大 夫信濃守・大蔵大輔・備前権守・
10	Trest 1	貞観 2. 8.26(停)	860	従四位下		左兵衛督・参議・検非違使別当・ 蔵人頭・大宰権帥・冶部卿・備中 守・近江守・中納言・民部卿・陸 奥出羽按察使

10	在原善淵	貞観 2. 8.26(任)	860	正五位下	『日本三代実録』	大舎人頭・中務大輔・冶部大輔・ 紀伊守・大和守・(内匠頭)・大蔵 大輔・(内匠頭)・次侍従・(内匠 頭)・紀伊守・山城守・神祇伯・ 河内権守・近江権守・大和権守・ 山城権守・大和守
19	在尿普加	貞観 4. 2.14(停)	862	正五位下		
20	藤原利基	貞観 4. 2.14(任)	862	従五位下	『日本三代実録』	左衛門大尉・(内匠頭)・備前権介 ・次侍従・左衛門佐・右近衛少将
20		貞観 5. 2.10(停)	863	従五位下		・左馬頭・相模守・右近衛中将
		貞観 5. 2.10(任)	863	正五位下		
21	在原善淵	貞観 6. 1. 7		F	『日本三代実録』	19 と同上
		貞観 6. 1.16(停)	864	従四位下		
22	藤原宗枝	貞観 6. 1.16(任)	864	,	『日本三代実録』	左衛門大尉・(内匠頭)・伊勢介・
22	かぞ/ハハバイス	貞観 6. 3. 8(停)		従五位下		右衛門佐・次侍従
		貞観 6. 3. 8(任)		従五位下		
		貞観 8. 2.13		従五位下	Ÿ.	式部大丞・(内匠頭)・安芸権介・
23	藤原維範	貞観 9. 2.29			『日本三代実録』	次侍従・阿波権介・備後権介備後介・左衛門権佐・美濃権介
		貞観10. 1.16		従五位下		
		貞観12. 1.25	870	従五位下		
24	源等	延喜16	916	従五位上	『公卿補任』	六位蔵人・近江権少掾・主殿助 (宇多院御給)・大蔵少輔・三河守 ・丹波守・(内匠頭)・次侍従・美 濃権守(受領)・大蔵大輔・備前 権守・左中弁・主殿頭・大宰大弐 弾正大弼・山城守・勘解由長官・ 右大弁・参議・讃岐守
25	算	寛和 1. 9.14	985		『小右記』	(内匠頭)・木工権頭
26	輔義	寛和 1. 9.14(任)	985	_	『小右記』	皇太后宮大進・(内匠頭)
27	源致道	長徳 4.12.8	998		『権記』	(内匠頭)
28	藤原惟通	長保 5. 4.11	1003		『権記』	小舎人・中宮少進・皇后宮権大進 ・(内匠頭)・雑色・安芸国司
		寛弘 1. 8.15	1004		『御堂関白記』	
		寛弘 4. 4.17	1007		『御堂関白記』	
29	藤原理邦(国)		1015		『小右記』 	(内匠頭)・右衛門佐代
		寛仁 1. 9.23	1017		『左経記』	
30	藤原経国	寛仁 1. 9. 9			『立坊部類記』	(内匠頭)・春宮陣頭
31	(橘ヵ) 兼懐	万寿 3. 12. 10	1026		『左経記』	(内匠頭)・伊勢守・斎宮頭
		長元 8. 5. 17 康平 2. 11	1035 1059			
		康平 3. 7. 8	1060			
		康平 4. 10. 25	1061		『平定家記』	
		康平 5. 1. 10	1062			
32	源兼行	治暦 4. 10. 30	1068			大和守・少内記・伊勢守・(内匠
		延久 1	1069		『江家次第』	頭)
		延久 4. 4. 3	1072		『扶桑略記』	
		延久 4. 11	1072		『平安遺文』1089	
		承暦 1. 11. 3	1072		『平安遺文』補 276	
		/T/日 1. 11. J	10//	L	11 久思入』 78 270	L

- ※『尊卑分脈』等、正確な年代がわからないものは省いた。
- 〈1〉内匠頭であったと確認できる年月日。
- 〈2〉六国史、『公卿補任』、坂本太郎・平野邦雄編『日本古代氏族人名辞典』(吉川弘文館、1990年)、古代学協会・古代学研究所編『平安時代史事典』(角川書店、1994年)、槙野廣造編『平安人名辞典―長保二年―』(高科書店、1993年)、同『平安人名辞典―康平三年―』上(和泉書院、2007年)等を参照した。

鋳、訖即造||奏文|、少納言執進||內侍|、少納言輔及寮助以上共検校令||鋳造|、少納言輔不」在者、寮頭監録||用度||申」省、其字様者、官仰||式部||令||書博士就」省書||之、即凢応」改||鋳諸司諸国印||者、随||太政官符到|即下||符内匠寮|、寮

える(表4-32)。
まる(表4-32)。
は、内匠頭源兼行が、書杖造進を命じられ、料物を給わったことがみるとみえる。また、『左経記』万寿三年一二月一〇日条には、中宮威みとみえる。また、『左経記』万寿三年一二月一〇日条には、中宮威共に検校して鋳造し、少納言と中務輔が不在のときは内匠頭が監鋳するる(表4-32)。

(2) 内匠助

特定の氏族による世襲は見受けられない。 ば従五位下での任官である。藤原氏と橘氏からの任官が多いものの、当は六位であるが、八世紀から天安二年の橘良枝(表5―5)までほら橘俊経まで一二人が確認できる。上述したように、内匠助の官位相ら橋の氏まで一二人が確認できる。上述したように、内匠助の官位相の匠助に補された人物をまとめたものが表5である。大中臣魚取か

いる(表5―4)。橘修道は寛弘八年、内匠助のときに三条天皇の蔵また同三年から少なくとも同五年まで橘嘉智子の皇太后大進も兼ねてとが確認できるが、同四年から同五年に淳和天皇の蔵人に任ぜられ、とが確認できるが、同四年から同五年に淳和天皇の蔵人に任ぜられ、たが確認できるが、同四年から同五年まで内匠助を務めていたこかが、天長二年二月から少なくとも同五年まで内匠助を務めていたこかが確認できるが、同四年から同五年まで内匠助を務めていたこかができるが、一方に対している。

について詳しい人物であったと推測される。 について詳しい人物であったと推測される。 について詳しい人物であったと推測される。 について詳しい人物であったと推測される。 について詳しい人物であったと推測される。 について詳しい人物であったと推測される。 について詳しい人物であったと推測される。 について詳しい人物であったと推測される。 について詳しい人物であったと推測される。 について詳しい人物であったと推測される。

5―10)。

「大田に行われた遷宮のために設置された遷宮所において調度品の準に任命されている(『大間成文抄』第七所々奏)。季範は長保二年九月に任命されている(『大間成文抄』第七所々奏)。季範は長保二年九月に任命されている(『大間成文抄』第七所々奏)。季範は長保二年九月に任命されている(『大間成文抄』第七所々奏)。季範は長保二年九月に任命されている(『大間成文抄』第七所々奏)。季範は長保二年九月に任命されている(『大間成文抄』第七所々奏)。季範は長保二年九月に日前の共体的な役割についても史料が少ない。上述した延喜中務内匠助の具体的な役割についても史料が少ない。上述した延喜中務

(3) 内匠允

いても、官歴など不明な点が多いものの、天皇や東宮・中宮などと近者が一名、内匠允在任時に六位だった者が二名みられる。内匠允につが確認できる。官位相当は七位であるが、実際には六位で任命された内匠允をまとめたのが表6である。興世書主から平公親まで一二人

表 5 内匠助

	氏 名	在任時期(1)	西暦	位階	出典	主な官歴〈2〉
1	大中臣魚取	延暦23. 2.18	804	従五位下	『日本後紀』	(内匠助)・大和介・民部少輔
2	安倍益成	大同 3. 6.25	808	従五位下	『日本後紀』	(内匠助)・常陸介・雅楽頭
3	文屋末嗣	弘仁 4. 1.25(任)	813	従五位下	『日本後紀』	(内匠助)
4		天長 2. 2(任)	825		『公卿補任』 『日本三代実録』	大学少大允・(内匠助)・皇太后大 進・蔵人・右少弁・式部少輔・讃 岐介・春宮亮・豊前守・信濃介・
4	藤原貞守	天長 4	827	正六位上	『蔵人補任』	越後権守・備中守・式部少輔・備前守・右中弁・蔵人頭・左中弁・
		天長 5	828	正六位上	『蔵人補任』	右大弁・参議・下野守・式部大輔
5	橘良枝	天安 2. 1.23(任)	858	従五位下	『日本文徳天皇実録』	(内匠助)
6	藤原忠直	元慶 3. 1. 7	879	正六位上	『日本三代実録』	(内匠助)
7	布勢園公	元慶 6. 1. 7	882	正六位上	『日本三代実録』	(内匠助)・造酒正・筑前守
8	藤原加年世	昌泰 4(任)	901	正六位上	『大間成文抄』	皇太后宮大進・(内匠助)
	 矛枚 	寛弘 8. 8.11	1011	_	『小右記』	(内匠助)・蔵人所雑色
9	橘修道	長和 2. 3.26	1013		『小右記』	
10	源季範	長和 1	1012	正六位上	『大間成文抄』	(内匠権助)・蔵人所雑色・右衛門 尉・蔵人・式部丞・三条院判官代 ・相模介
11.	藤原成季	長和 5. 1.29	1016		『小右記』	(内匠助)・三条院蔵人・大内記
		寛仁 1. 9. 9	1017	正六位上	『立坊部類記』	
12	橘俊経	万寿 4. 4. 4	1027		『小右記』	(内匠助)・春宮侍者・東宮蔵人
		万寿 4. 4.28(停)	1027		『小右記』	

※表 4※参照。

参照)。

銅を扱う内匠寮の官人が派遣されることになったのだろう(第一章

延長五年六月には断壊した山崎橋の修理の為に、内匠允伴

- 〈1〉内匠助であったと確認できる年月日。
- 〈2〉表4〈2〉参照。

――4)。内匠寮の職掌には印などの銅の鋳造も含まれているため、二三日条に「美作国進」・銅大十両」、備前国津高郡佐佐女山有」銅、故吉備麿掘採、進」其様銅」、勅出、備前国津高郡佐佐女山有」銅、故吉備麿掘採、進」其様銅」、勅二三日条に「美作国進」・銅大十両」、備前国二斤九両、先」是、従七二三日条に「美作国進」。銅大十両」、備前国二斤九両、先」是、従七二三日条に「美作国進」。銅大十両」、備前国二斤九両、先」是、従七二三日条に「美作国進」。銅大十両」、横前国二斤九両、先」是、従七二三日条に「美作国進」。銅大十両」、横前国二斤九両、先」是、従七二三日条に「美作国進」。銅を採らせて持ち帰らせたことがみえる(表6年間)。内匠允の職掌には印などの銅の鋳造も含まれているため、一4)。内匠允の職掌には印などの銅の鋳造も含まれているため、

・中宮といった天皇の近親者の年給による任官がみられる(表6―しい者が確認される。興世書主は、『日本文徳天皇実録』嘉祥三年しい者が確認される。興世書主は、『日本文徳天皇実録』嘉祥三年しい者が確認される。興世書主は、『日本文徳天皇実録』嘉祥三年しい者が確認される。興世書主は、『日本文徳天皇実録』嘉祥三年しい者が確認される。興世書主は、『日本文徳天皇実録』嘉祥三年しい者が確認される。興世書主は、『日本文徳天皇実録』嘉祥三年しい者が確認される。興世書主は、『日本文徳天皇実録』嘉祥三年しい者が確認される。興世書主は、『日本文徳天皇実録』嘉祥三年しい者が確認される。興世書主は、『日本文徳天皇実録』嘉祥三年しい者が確認される。興世書主は、『日本文徳天皇実録』嘉祥三年しい者が確認される。興世書主は、『日本文徳天皇実録』嘉祥三年しい者が確認される。興世書主は、『日本文徳天皇実録』嘉祥三年しい者が確認される。興世書主は、『日本文徳天皇実録』嘉祥三年しい者が確認される。興世書主は、『日本文徳天皇実録』嘉祥三年に一月己卯条の卒伝に「書主為」人恭謹、容止可」観、昔者「嵯峨大一一月己卯条の卒伝に「書主為」人恭謹、容止可」観、昔者「嵯峨大一一月己卯条の卒伝に「書主為」人恭謹、容止可」観、書名、「中宮といった天皇の卒伝に「中宮当年御子では、「中宮当年御子では、「中宮当年御子では、「中宮」といった。「中宮」に「中宮」といった。「中宮」にいった。「中宮」にいった。「中宮」にいった。「中宮」にいった。「中宮」にいった。「中宮」にいった。「中宮」にいった。「中宮」にいった。「中宮」にいった。「中宮」にいった。「中宮」にいった。「中宮」といった。「中宮」といった。「中宮」にいった。「中宮」といった。「中宮」にいった。「中宮」といった。「中宮」にいった。「中宮」にいった。「中宮」といった。「中宮」にいった。「中宮」といった。「中宮」にいった。「中宮」といった。「中宮」にいった。「中宮」といった。「中宮」といった。「中宮」といった。「中宮」といった。「中宮」にいった。「中宮」といっ

表 6 内匠允

	X 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1							
	氏 名	在任時期(1)	西曆	位階	出典	主な官歴〈2〉		
1	興世書主	弘仁 1. 1(任)	810		『日本文徳天皇実録』	尾張少目・縫殿少允・(内匠少允) ・左兵衛権大尉・左衛門権大尉・ 検非違使・大歌所別当・織部正・ 右近衛将監・左京亮・信濃守・木 工頭・治部大輔		
2	良岑清風	承和 8(任)	841	正六位上	『日本三代実録』	内舎人・下野掾・(内匠少允)・伊 勢大掾・加賀介・左馬介・左近衛 少将・越中権介・美濃介・播磨権 介・美作守・近江権守・(蔵人頭 カ)		
3	賀祐祖継	貞観 9. 1. 8	867	正六位上	『日本三代実録』	(内匠大允)		
4	布勢安岑	元慶 1. 閏 2. 23	877	正六位上	『日本三代実録』	(内匠大允)		
5	藤原有声	延喜 3. 1	903	_	『北山抄』	(内匠大允)		
6	藤原岳宗	延喜15	915	_	『西宮記』	内舎人・(内匠允)		
7	平忠明	延喜19. 1	919		『北山抄』	(内匠少允)		
8	伴彦真	延長 5. 6. 4	927	_	『扶桑略記裏書』	(内匠允)・美濃守・播磨守・近江 守		
9	平立身	天慶元. 10. 17	938		『本朝世紀』	(内匠少允)		
10	藤原当相	天暦 3. 5. 2	949		『北山抄』	(内匠少允)		
11	菅原永頼	長徳 4.12.26	998		『北山抄裏文書』	蔵人所に候す・(内匠少允)		
11		長和 2. 3.26	1013		『小右記』	成八のIV-IK y (FIDLタ JU)		
12	平公親	治安 1	1021		『左経記』『小記目録』	(内匠允)		

※表 4※参照。

時方のところに送ったことが知られる (表7―3)。 『大間成文抄

- 〈1〉内匠助であったと確認できる年月日。
- 〈2〉表4〈2〉参照。

が番上を率いて毬子を進めるとみえ、儀式時の内匠允の役割を知るれている。延喜内匠寮式には五月六日に武徳殿において内匠允以上仁王会には、内匠少允菅原永頼も堂の装束に奉仕することを命じら述した内匠助橘修道が僧房装束を命じられた三条天皇の一代一度の彦真が造橋使に任命されている(『扶桑略記』)(表6―8)。また上

(4) 内匠属

ことができる。

が、 2)。『権記』長保四年一〇月三日条には、「早朝、淑光朝臣持...来成 て、 時に、家印の鋳造の為、 携わったことが知られる。また、天暦八年には内匠少属丈部滋茂 る(『大間成文抄』)。『西宮記』巻八に、入野宮の際には、「内匠主 どがおり、 宮正殿金物の功により内匠大属に任命された紀為季(表7―7)な 宮所奏で内匠権大属に任命された大秦忠安(表7―4)、伊勢大神 者が二名確認され、七位や六位で在任しているものがみられる。 字印文,、即差,|茂方,遣,|内匠属服時方許,、家印未,鋳、 人が確認できる。官位相当は従八位であるが、 内匠属をまとめたものが表7である。民国成から上野清近まで九 ||宰相|給之後、有||此事|| とあり、藤原行成が参議に任命された が装束司に任命されたとみえ、内匠属が伊勢神宮関係の調度に 画師の飛鳥部常則等と共に、その名が挙げられている (表7― 村上天皇宸筆経の装潢等に奉仕して禄をうけた者の一人とし 伊勢神宮の遷宮の調度製作に携わった者が任官されて 大江淑光が持ってきた印の文字を内匠属服 七位での任命される 九条殿例

氏 名	在任時期(1)	西暦	位階	出典	主な官歴〈2〉
民国成	齊衡 3. 11. 1	856	正七位下	『日本文徳天皇実録』	(内匠少属)
丈部滋茂	天暦 8. 12. 19	954		『村上天皇御記』	(内匠少属)
服時方	長保 4. 10. 3	1002		『権記』	(内匠属)
大秦忠安	寛弘元.秋	1004	従七位上	『大間成文抄』	(内匠権大属)
孝任	万寿 2. 10. 30	1025		『小右記』	(内匠属)
服延任	長久 4(任)	1043	従七位上	『大間成文抄』	(内匠少属)
紀為季	康平 2(任)	1059	従七位上	『大間成文抄』	(内匠大属)
坂上守忠	寛治 6. 1. 23	1092	正六位上	『大間成文抄』	(内匠属)・作物所預
上野清近	嘉保 3. 1. 27	1096	正六位上	『大間成文抄』	作物所預・(内匠属)
	民国成 丈部滋茂 服時方 大秦忠安 孝任 服延任 紀為季 坂上守忠	民国成 齊衡 3. 11. 1 丈部滋茂 天曆 8. 12. 19 服時方 長保 4. 10. 3 大秦忠安 寛弘元. 秋 孝任 万寿 2. 10. 30 服延任 長久 4(任) 紀為季 康平 2(任) 坂上守忠 寛治 6. 1. 23	民国成 齊衡 3. 11. 1 856 丈部滋茂 天曆 8. 12. 19 954 服時方 長保 4. 10. 3 1002 大秦忠安 寛弘元. 秋 1004 孝任 万寿 2. 10. 30 1025 服延任 長久 4(任) 1043 紀為季 康平 2(任) 1059 坂上守忠 寛治 6. 1. 23 1092	民国成 齊衡 3. 11. 1 856 正七位下 丈部滋茂 天曆 8. 12. 19 954 — 服時方 長保 4. 10. 3 1002 — 大秦忠安 寛弘元. 秋 1004 従七位上 孝任 万寿 2. 10. 30 1025 — 服延任 長久 4(任) 1043 従七位上 紀為季 康平 2(任) 1059 従七位上 坂上守忠 寛治 6. 1. 23 1092 正六位上	民国成 齊衡 3. 11. 1 856 正七位下 『日本文徳天皇実録』 丈部滋茂 天曆 8. 12. 19 954 一 『村上天皇御記』 服時方 長保 4. 10. 3 1002 一 『権記』 大秦忠安 寛弘元.秋 1004 従七位上 『大間成文抄』 孝任 万寿 2. 10. 30 1025 一 『小右記』 服延任 長久 4(任) 1043 従七位上 『大間成文抄』 紀為季 康平 2(任) 1059 従七位上 『大間成文抄』 坂上守忠 寛治 6. 1. 23 1092 正六位上 『大間成文抄』

※表 4※参照。

- 〈1〉内匠助であったと確認できる年月日。
- 〈2〉表4〈2〉参照。

していたことが確認できそれぞれ調度製作に関与以後も内匠寮の四等官は区別できないが、九世紀

名には作物所預としても期等を内匠属としてのような働きを内匠属としての活動が『中右記』に度々みられる。作物所預しての活動が『中右記』に度々みられる。作物所預としての活動が『中右記』に度々みられる。作物所預としていた。上野清近は作物所預としての活動がでいた。上野清近は作物所預としての活動が『中右記』に度々みられる。作物所預としても期がである。作物所預のような働きを内匠属としても期等

特徴は実例からは明確にとり、それぞれの職掌のはたっても期待に任命された官人を検討に任命された官人を検討に任命された官人を検討をがある。それぞれの職掌のはたってもがいる。を対した。それぞれの職掌のを対した。それぞれの職掌のを対した。それぞれの職掌のを対した。それぞれの職掌のを対した。それぞれの職掌のを対した。

う_。釒 できるのは、淳和天皇の蔵人であった藤原貞守一名のみである(表5(歩) になり、蔵人所が太政官を経ずに内廷諸司を直接組織しはじめたとい ために、蔵人の兼帯でないにしても、 といえる。しかし、先述したように内匠寮は、頻度は低くなったとは 候所が維持されており、これらの内廷諸司と内匠寮とは事情が異なる(**) 理職・主殿寮は、一〇世紀始めにいたっても内裏の出先機関として内 奉を命じる頻度は以前よりも少なくなったと推測される。 物所・画所へ直接依頼されるようになり、内裏から内匠寮へ調度の供 なかったのだろう。内裏で必要とされる調度は別当の蔵人を通じて作 裏出先機関であった作物所・画所が独立し、蔵人所の下に再編成され に比べると、官人の兼帯関係からは、 いえ、一〇世紀も内裏への供奉を行っており、 たことを考慮すれば、あえて蔵人が内匠寮への支配を強化する必要は な支配はなかったと考えられる。内匠寮からは九世紀末までにその内 ―4)。玉井氏があげられた木工寮・修理職・主殿寮などの内廷諸 内匠寮の場合、内匠寮官人と蔵人との同時期の兼帯を確実に確認 人物が任官されたのだろう。 蔵人に任命されるような内裏に 蔵人所の内匠寮に対する直接的 その任務を円滑に行う 木工寮・修

内匠寮官人に中宮・東宮などの天皇の近親者の家政機関に詳しい人

た。4

嘉保三年の作物所奏の署第四所々奏の寛治六年と

頭

助・允には天皇・東宮・皇后などの家政機関の官職を経たり、

井力氏による研究がある。それによると、承和頃から蔵人が内蔵寮官親交があるものが目立った。蔵人と内廷諸司との関係については、玉

人を兼帯し始め、一〇世紀前半から中葉にかけては内蔵寮のみならず

木工寮・修理職・主殿寮などの内廷諸司官人も恒常的に兼帯するよう

推測される。

・院宮王臣家へ分属していくと指摘されているが、内匠寮官人の場合とが年まである。『延喜式』の記載から内匠寮が天皇の供御めであったと考えられる。『延喜式』の記載から内匠寮が天皇の供御めであったと考えられる。『延喜式』の記載から内匠寮が天皇の供御めであったと考えられる。『延喜式』の記載から内匠寮が天皇の供御いた。2・2・31)。九世紀以降、律令官人制が変質し、下級官人が諸司・2・2・31)。九世紀以降、律令官人制が変質し、下級官人が諸司・2・2・31)。九世紀以降、律令官人制が変質し、下級官人が諸司・2・2・31)。九世紀以降、律令官人制が変質し、下級官人が諸司・た院宮王臣家へ分属していくと指摘されているが、内匠寮官人の場合は、それだけでなく、このような職掌の便宜性によった面も大きいと物が任命されたのは、八世紀からみられる傾向であり、それらの人々物が任命されたのは、八世紀からみられる傾向であり、それらの人々物が任命されたのは、八世紀からみられる傾向であり、それらの人々をしている。

が、具体的にいつ頃から設置されたかは不明である。 が、具体的にいつ頃から設置されたかとうか確認できなかった。別当につ が、具体的にいつ頃から設置されたかどうか確認できなかった。別当につ が、具体的にいつ頃から設置されたかどうか確認できなかった。別当につ が、具体的にいつ頃から設置されたかとうか確認できなかった。別当につ が、具体的にいつ頃から設置されたかは不明である。

おわりに

点である。 ○世紀を中心にした内匠寮の特徴は以下の二 本稿で検討した九・一○世紀を中心にした内匠寮の特徴は以下の二

作調度に片寄りがみられ、機能が縮小していたと考えられる。その原一、内匠寮は、少なくとも一○世紀には、『延喜式』段階に比べて製

因には、九世紀に内匠寮から独立し、蔵人所のもとに再編された作物内には、九世紀に内匠寮から独立し、蔵人所のもとに再編された作物のない、装束司などの太政官組織による行事にも引き続き供奉していた。調度の設営についても、内匠寮が八世紀以来供奉してきた朝堂った。調度の設営についても、内匠寮が八世紀以来供奉してきた朝堂に歌掌を奪われ、機能は縮小したと推測される。儀式への供奉は、九世紀半ば以降、蔵人所の召仰によるものが多くみられるが、それだけでなく、装束司などの太政官組織による行事にも引き続き供奉していてなく、装束司などの太政官組織による行事にも引き続き供奉していてなく、装束司などの太政官組織による行事にも引き続き供奉していてなく、装束司などの太政官組織による行事にも引き続き供奉していてなく、装束司などの太政官組織による行事にも引き続き供奉していてなく、装束司などの太政官組織による行事にも引き続き仕奉していてなく、装束司などの太政官組織による行事にも引き続き供奉していている。

る内匠寮の重要度が低下したためと考えられる。
一世紀以降も調度製作に関与していたことが確認できる。これらの官人物が任命された。それはこれらの人々の調度の製作を行うという内匠寮の職務を円滑に遂行するためであったと考えられる。しかし、蔵人が内匠寮官人を兼帯した例はほとんどみられない。それは内裏の出た機関であった作物所・画所が独立し、蔵人所の下に再編されたことが機関であった作物所・画所が独立し、蔵人所の下に再編されたことで、内裏の主要な調度調達機能が作物所・画所へ移行し、内裏におけて、内原寮の重要度が低下したためと考えられる。

る。しかし、九世紀後半に調庸制の衰退によって律令財源が縮小する(室) 工世紀初め、その役割は朝廷にとって重要とされていたと考えられた世紀初め、その役割は朝廷にとって重要とされていたと考えられ、単において機能が整備・充実され、嵯峨朝の儀式の整備などに伴い、季良時代から朝廷の調度製作を担ってきた内匠寮は、大同の官制改

世紀中葉から一〇世紀中葉にかけて内裏を中心とした政務・儀礼の再 と、その役割を縮小せざる得なくなったと思われる。それに加え、⑸ 編が行われ、太政官が行事所・別当制などの新しい統属機能・諸官司 九

作物所・画所が独立し、蔵人所のもとに天皇の家政機関として再編さ 化していった。九世紀中葉から末にかけて、内裏の出先機関であった 召仰すようになると、内匠寮の活動も新しい体制に対応したものに変ぽ) 統合を編成し、蔵人所が天皇の家政機関として所々や内廷諸司を直接 能を縮小しつつも、朝廷にとっては必要不可欠な官司として存続した 続けた。平安時代の内匠寮は、多くの律令官司が衰退していく中、 所や太政官組織による召仰を受け、一○世紀以降も朝廷の調度調達を 職掌を持ち、作物所・画所と朝廷の調度調達機能を分担しつつ、蔵人 などで行われた伝統的な儀礼が衰退したことも、機能縮小の要因とな の儀礼の内裏への移行に伴い、内匠寮が従来から供奉してきた朝堂院 れると、内匠寮の内裏における調度を供奉する役割は縮小する。 ったと考えられる。しかし、機能が縮小したものの、内匠寮は独自の 朝廷 機

新しい国家機構が、既存の官司にどのように影響を与え、どう変容さ えられる。平安時代における内匠寮の変遷を具体的に捉えることで、 が独立し、所々が整備拡充した九・一〇世紀の交がそれに当たると考 蔵人所が諸司を直接召仰しはじめ、 はできなかったが、機能の面から内匠寮の画期を設定するとすれば、 続した内廷官司の個々の具体的な事例の検討を行っていくことが、平 せたかという一例を明らかにできたと思われる。今後も平安時代に存 本稿では機構の変遷については基礎的な考察に留まり、十分な検討 作物所が独立した承和期と、 画所

安時代の律令官司全体の変遷を解明するにあたって必要である。

注

2

1 『類聚三代格』巻四神亀五年二一日勅

- 内匠寮の主な先行研究には中西康裕「内匠寮考」(『ヒストリア』九 真人「寺院造営と生産」(鈴木博之他編、シリーズ都市・建築・歴史 二、二〇〇五年、以下a論文とする)等がある。また、近年、上原 王権と官僚制」、臨川書店、二〇〇〇年、初出は一九八五年、 なされている。 れ、内匠寮と飛鳥池遺跡の工房とは類似性がみられるという指摘が 論文とする)、芳之内圭「奈良時代の内匠寮」(『古代史の研究』| 八、一九八三年)、仁藤敦史「内匠寮の成立とその性格」(同『古代 『記念的建造物の成立』東京大学出版会、二〇〇六年)が発表さ
- 3 芳之内圭「平安時代の画所について─その基礎的研究─」(『日本歴 する)。 機構を中心に―」(『続日本紀研究』三四八、二〇〇四年、 史】六五九、二〇〇三年、b論文とする)、同「平安時代の作物所-
- 4 中西氏前掲論文、芳之内圭「平安時代の宮中作物所の職掌」(『ヒス トリア』一九九、二〇〇六年、 d論文とする)。
- 5 宮城栄昌『延喜式の研究』論述編(大衆館書店、一九五七年)。
- 6 神谷正昌「紫宸殿と節会」(『古代文化』四三―一二、一九九一年)。 『儀式』巻六元日御豊楽院儀にも内匠寮の調度設営の記事がみえる。
- 7 印については、小林行雄『古代の技術』(塙書房、一九六二年)を参
- 8 仁藤敦史「公印鋳造官司の変遷について (『国立歴史民俗博物館研究報告』七九、一九九九年、以下b論文と 鍛冶司・典鋳司・内匠寮
- 9 鈴木敬三編『有職故実辞典』「やないばこ」(吉川弘文館、 奈良国立博物館第五十五回『正倉院展目録』(二〇〇三年) 参 一九九六

(10) 『九暦』天暦四年五月二四日条には、憲平親王誕生時について「修理(10) 『九暦』天暦四年五月二四日条には、憲平親王誕生時について「修理

23

- 九一年)に詳しい。「平安時代の出産儀礼に関する一考察」(『お茶の水史学』三四、一九(11)『御産部類記』寛弘五年九月一一日条造御湯殿雑具事など。平間充子
- ったという(『有職故実大辞典』「ふづえ」)。(12) 文刺は「文杖」・「書杖」などとも表記され、黒漆や白木のものであ
- 良国立文化財研究所、一九九七年)。(3) 吉川真司「朝堂と曹司」(『都城における行政機構の成立と展開』奈
- (14) 芳之内前掲 d論文。
- (15) 芳之内前揭b論文。
- 年、初出は一九八四年)、神谷氏前掲論文。 安宮草創期の豊楽院」(同『平安宮成立史の研究』塙書房、一九九五(16) 山中裕『平安朝の年中行事』(塙書房、一九七二年)、橋本義則「平
- 一二、一九九三年)。
 何』に関する覚書―九世紀前半の蔵人所の財政機能―」(『史学論叢』の側面を中心に―」(同『平安時代の貴族と天皇』岩波書店、二○○の側面を中心に―」(同『平安時代の貴族と天皇』岩波書店、二○○○・」、「九・十世紀の蔵人所に関する一考察―内廷経済の中枢として上井力「成立期蔵人所の性格について―補任者の検討を中心として、
- (18) 古尾谷氏前掲論文参照。
- 〇〇四年)。 「日) 吉江崇「平安時代の儀礼運営と装束使」(『ヒストリア』一九二、二
- (20) 中西氏前掲論文、仁藤氏前掲a論文参照。
- 知ることが出来る。 日付太政官符。その内訳は同四年八月二八日付太政官符の記載より(21) 『類聚三代格』巻四大同三年正月二〇日付太政官符、同年一〇月二一

- 二内匠寮。 二内匠寮。 二内匠寮。 □日本後紀』・『日本三代実録』同日条、『類聚国史』巻一○七職官一
- 頭は従五位上、助・允は六位とみえる。位に准じ、番上工は白丁から任命されたことがみえる。『職原抄』に『類聚三代格』巻四大同三年一〇月二一日付太政官符に長上工は従八
- (24) 中西氏前掲論文、仁藤氏前掲 a論文、芳之内前掲 a論文参照
- 藤原朝臣是雄までは芳之内前掲a論文の表2と重複する。
- 『公卿補任』、『続日本後紀』弘仁元年九月一六日条。

27 26 25

- を参照した。『日本三代実録』同二年六月五日条等。蔵人については『蔵人補任』
- (28) 『小右記』 寛和元年九月一四日条。
- (29)『権記』長保二年二月一〇日条等。
- (30) 『立坊部類記』 寛仁元年九月九日条。
- (31) 芳之内 a論文表 3 参照。
- (32) 『公卿補任』・『蔵人補任』・『日本三代実録』貞観元年五月一日条。
- (33) 『小右記』 寛弘八年八月一一日条。
- 人補任』。 (3) 『大間成文抄』巻七所々奏、『御堂関白記』長和二年二月二日条、『蔵
- (35) 『小右記』同年一月二九日条。
- (36) 『立坊部類記』寛仁元年九月九日条、『小右記』万寿四年四月四日条。
- (37) 『小右記』万寿四年四月四日条。
- (38) 『小右記』長和二年三月二六日条。
- (39) 『権記』同年九月五日条等。
- (40) 『日本三代実録』貞観五年四月一五日条卒伝、『蔵人補任』。
- 『村上天皇御記』同年一二月一九日条。芳之内前掲り論文。
- (42) 芳之内前掲 c論文。

41

- (4) 同嘉保二年七月一日条、承徳元年二月三日条、同三月四日条等。
- 保三年並四月十日亥内匠寮史生壬生□□…」と銘が刻まれている。調四等官ではないが、西新井大師総持寺の蔵王権現鏡像の背面に、「長

44

博物館、二〇〇七年)。 一千年記念特別展覧会藤原道長極めた栄華・願った浄土』、京都国立子がうかがえる貴重な史料である(京都国立博物館編『金峯山埋経度製作と関連したものではないが、一一世紀初めの内匠寮史生の様

- (45) 玉井氏前掲論文。
- (46) 内匠助橘修道(表5―9)は蔵人所の雑色であるため、省く。
- (48) 『西宮記』巻八所々事。 (47) 芳之内前掲b・c・d論文。
- **芳之内前掲 a論文。** 『西宮記』巻八所々事。

49

- 岩波書店、一九九五年)等を参照。 九三年)、玉井力「10―11世紀の日本」(岩波講座『日本通史』六、当制と政務運営―官司別当を中心に―」(『史学研究』一九九、一九(52) 官司別当については中原氏前掲論文、今正秀「王朝国家における別
- (53) 山中氏前掲書参照。
- 中西氏前掲論文・仁藤氏前掲a論文・芳之内前掲a論文。
- 吉川真司「平安京」(注(50)前掲書所収)。

55 54

56

- 官符、同六年四月一一日付太政官符)。が採られている(『類聚三代格』巻一五元慶五年一一月二五日付太政内匠寮は他官司と同様に元慶年間には官田が設置されるなどの対応
- ストリア』一四五、一九九四年)等を参照した。(57) 今正秀「王朝国家中央機構の構造と特質―太政官と蔵人所―」(『ヒ

(関西大学大学院文学研究科・博士課程後期課程